

🔍 **ハーバード・ラドクリフ管弦楽団長崎公演**
5月23日(土) 14時開演 ペネックス長崎ブリックホール 長崎市

北米で最も長い歴史を持つオーケストラの一つであり、名門ハーバード大学の学生で構成される「ハーバード・ラドクリフ管弦楽団」の長崎公演が開催されます。演奏活動に加え、平和関連施設の見学や文化交流事業も行われます。詳細は公演のホームページをご覧ください。



日本公演 HP ▲



指揮
フェデリコ・コルテーゼ

ヴァイオリン
ステラ・チェン

Contents

- 令和 8 年度 事業計画及び予算の概要 2
- 組合員の資格喪失・被扶養者取消の際は
資格確認書等の返納をお願いします 6
- 令和 8 年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まります … 6
- 事業収入の必要経費の取扱い変更に伴う
被扶養者の取消手続きのお願い 7
- 保健事業のお知らせ 8
- 公的年金制度についてご存じですか 10
- 受給開始年齢前の年金受給について
～老齢厚生年金の繰上げ受給～ 11
- 貯金事業のお知らせ 12
- 貸付事業のお知らせ 13
- 貯金利息の計算について 14
- 共済会館駐車場の利用について 15



令和 8 年度 事業計画及び予算の概要

去る 2 月 25 日長崎県市町村職員共済会館において開催されました第 187 回組合会におきまして
令和 8 年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要をお知らせします。

◆ 組合の概要

所 属 所	市	13
	町	8
	一部事務組合等	12
	計	33

令和 8 年度 末 推 計		
組 合 員 数	20,630 人	
任 意 継 続 組 合 員 数	431 人	
被 扶 養 者 数	15,145 人	
平均標準報酬月額	長 期	378,781 円
	短期・福祉	330,818 円

◆ 標準報酬月額・標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

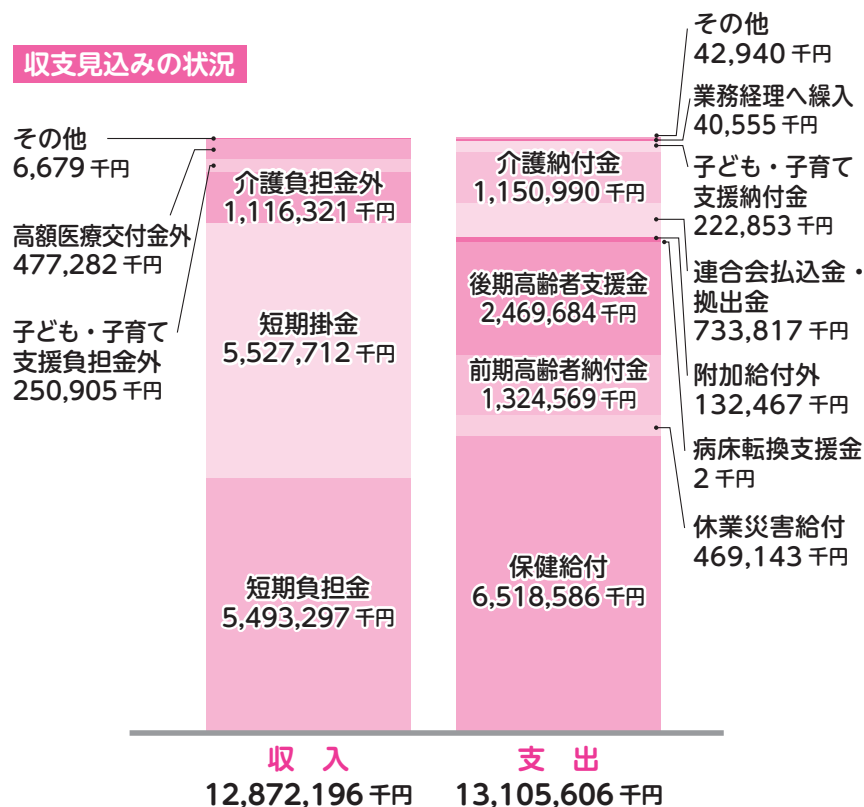
(単位：千分率)

区 分		一 般・特定消防 市町村長・特別職		職員団体 専従職員	船員一般		長期(一般等) 長期(特別職) 長期(市町長)	短 期	船員 短期	後期高齢者等 短期
		70 歳未満	70 歳以上		70 歳未満	70 歳以上				
短 期	短 期 掛 金	50.12			48.32		2.32	50.12	48.32	2.32
	短 期 負 担 金	50.12			51.92		2.32	50.12	51.92	2.32
	介 護 掛 金	7.92					－	7.92	－	
	介 護 負 担 金	7.92					－	7.92	－	
	子ども子育て支援掛金	1.15					－	1.15	－	
	子ども子育て支援負担金	1.15					－	1.15	－	
	調 整 負 担 金	0.05					－	0.05	－	
	公 的 負 担 金	0.82								
厚生年金保険	組 合 員 保 険 料	91.5	－	91.5	91.5	－	－	－	－	
	所 属 所 負 担 分	91.5	－	91.5	91.5	－	－	－	－	
	基 礎 年 金 負 担 金	39.9	－	39.9	39.9	－	－	－	－	
退職等年金	掛 金	7.5					－	－		
	負 担 金	7.5					－	－		
経過的長期	負 担 金	0.0869		－	0.0869			－		
保 健	掛 金	1.5								
	負 担 金	1.5								
事 務 費 負 担 金 年 額		組合員等（短期組合員を除く）1人当たり 11,910 円 短期組合員等1人当たり 5,650 円								
特定健康診査等負担金年額		組合員1人当たり 186 円								
任意継続組合員の標準報酬月額		380,000 円								

- 1 事務費負担金は、組合員等は 4 月 1,020 円、5 月以降 990 円、短期組合員等は 4 月 480 円、5 月以降 470 円とする。
- 2 基本追加費用率の負担金率は次のとおりとする。また、恩給組合条例給付金負担率(令和 7 年度決算後に確定)による負担金がある。
(厚生年金保険分) 1,000 分の 6、7 (長崎市 7、5、佐世保市 7、0、島原市 7、1、諫早市 7、1、大村市 7、1)
(経過の長期分) 1,000 分の 1、1 (長崎市 1、3、佐世保市 1、2、島原市 1、2、諫早市 1、2、大村市 1、2)
- 3 特別職とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 1 号に規定する職員(市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 13 条第 1 項に規定する教育長を含む。)及び同項第 3 号等の特別職の職員をいう。
- 4 長期組合員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員(75 歳以上の者及び一定の障害状態にあると認定された 65 歳以上の者)をいう。
- 5 短期組合員、船員短期組合員とは、短時間勤務職員のうち短期給付及び福祉事業の適用を受ける組合員をいう。
- 6 後期高齢者等短期組合員とは、短期組合員又は船員短期組合員のうち後期高齢者医療制度の適用を受ける短期組合員(75 歳以上の者及び一定の障害状態にあると認定された 65 歳以上の者)をいう。
- 7 短期の公的負担金とは、育児休業手当金、介護休業手当金、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る公的負担金をいう。
- 8 任意継続組合員の標準報酬月額は、地方公務員等共済組合法施行令第 46 条の 2 第 2 項に規定する組合の定款で定めた額をいう。

短期経理

この経理は、組合員とその家族の病気や負傷、出産、埋葬に要した費用等に係る給付を行う経理です。



左記の収支見込みにより生じた当期短期損失金 226,298 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 925,644 千円にて補てんし、当期介護損失金 35,101 千円については、前年度から繰り越す見込みの介護積立金 36,085 千円に補てんします。また、当期子ども・子育て支援利益金 27,989 千円が生じることで、次年度へ繰り越す利益剰余金は、728,319 千円となる見込みです。

厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付及び基礎年金拠出金等を取り扱うため、払い込まれる負担金・組合員保険料を連合会へ払い込むための経理です。

収支見込みの状況	収入 ……	負担金・組合員保険料	20,385,643 千円
	支出 ……	負担金払込金・組合員保険料払込金	20,385,643 千円

退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を行うため、払い込まれる負担金・掛金を連合会へ払い込むための経理です。

収支見込みの状況	収入 ……	負担金・掛金	1,340,778 千円
	支出 ……	負担金払込金・掛金払込金	1,340,778 千円

経過的長期経理

この経理は、平成 27 年 9 月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を行うため、払い込まれる負担金を連合会へ払い込むための経理です。

収支見込みの状況	収入 ……	負担金	89,314 千円
	支出 ……	負担金払込金	89,314 千円

業 務 経 理

この経理は、組合の業務に係る諸費用を賄うための経理で、組合員1人当たりの事務費負担金の年額は、地方公共団体負担金（短期分）5,650 円、短期経理より繰入 1,955 円、連合会交付金 3,655 円、その他 879 円となります。

収支見込みの状況

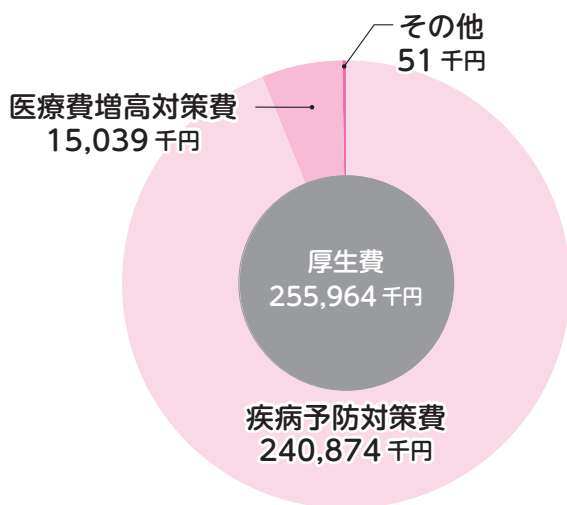
収 入 …… 負担金外	321,555 千円
支 出 …… 人件費・事務費外	334,643 千円
当期損失金	13,088 千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金 13,088 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 637,153 千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、624,065 千円となる見込みです。

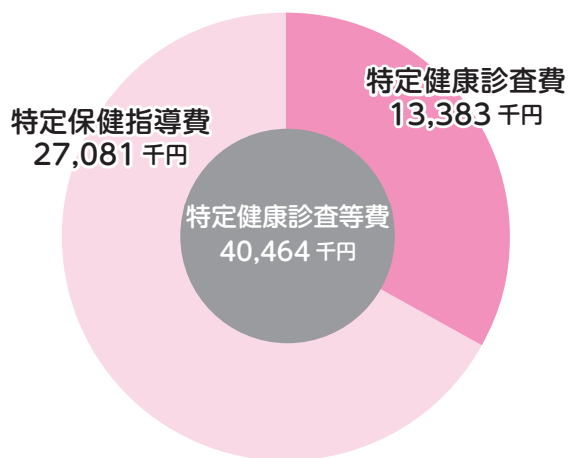
保 健 経 理

この経理は、組合員及び被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、健康管理の意識向上及び医療費増高対策事業等を行う経理です。

◆ 事業（厚生費）の概要



◆ 事業（特定健康診査等費）の概要



収支見込みの状況

収 入 …… 負担金・掛金外	350,325 千円
支 出 …… 厚生費外	364,691 千円
当期損失金	14,366 千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金 14,366 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 1,372,686 千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,358,320 千円となる見込みです。

貯金経理

この経理は、組合員からお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、運用益を還元する貯金事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入 ……	利息及び配当金外	419,117 千円
支出 ……	支払利息外	329,940 千円
当期利益金		89,177 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金 89,177 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 2,002,309 千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、2,091,486 千円となる見込みです。

貸付経理

この経理は、組合員の住宅、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける貸付事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入 ……	組合員貸付金利息外	14,541 千円
支出 ……	支払利息外	11,626 千円
当期利益金		2,915 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金 2,915 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 1,679,995 千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,682,910 千円となる見込みです。

その他に次の議件が議決されました

- 1 令和7年度変更事業計画及び予算について
- 2 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について

年金払い退職給付に係る財政状況（令和6年度末）について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和6年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係⇒年金払い退職給付（退職等年金給付）⇒財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



地方公務員共済組合連合会

組合員の資格喪失・被扶養者取消の際は 資格確認書等の返納をお願いします

次の場合は、資格喪失・被扶養者取消となり資格確認書等[※]は使用できませんので、勤務先の共済組合事務担当課を通じて必ず返納してください。

万一、資格確認書等（マイナ保険証を含む。）を使用して医療機関等を受診した場合は、共済組合が支払った医療費を全額返還請求することとなります。

※ 資格確認書等とは、資格確認書（組合員・被扶養者）、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をいいます。

○ 組合員が退職した場合...

- ・ 組合員の退職手続きを行うことにより、被扶養者も自動的に認定を取り消すため、資格確認書（組合員・被扶養者）を返納してください。
- ・ 再任用フルタイム職員等として引き続き共済組合の組合員である場合（組合員の記号番号に変更がない場合）は、在職時の資格確認書等を継続して使用できます。

○ 任意継続組合員となった場合...

在職時とは異なる組合員記号番号に変わります。マイナ保険証の利用登録をされていない方は、新たな資格確認書を交付しますので、在職時の資格確認書等は返納してください。

○ 被扶養者取消の場合...

当組合の認定要件に該当しなくなった場合は、取消手続きの際に併せて資格確認書等を返納してください。

認定要件の詳細はこちら
をご確認ください。▶▶▶
手続きの詳細は勤務先
にお尋ね願います。



R8.4

紛失・き損した場合はどうする？

勤務先を通じて、次の申請書の提出をお願いします。

資格確認書（組合員・被扶養者）… 資格確認書（再）交付申請書
資格確認書以外の証 … 高齢受給者証等再交付申請書



令和8年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まります

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「こども未来戦略加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

このため、子ども・子育て支援金は全世代から拠出いただくこととされており、令和8年4月から徴収[※]を開始します。お預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することとなります。

※ 令和8年度の支援金（月額）：標準報酬月額 × 1.15 ÷ 1,000

「こども未来戦略 加速化プラン」
の詳細はこちらをご覧ください
こども家庭庁HP▶



「子ども・子育て支援金」
の詳細はこちらをご覧ください
こども家庭庁HP▶



事業収入の必要経費の取扱い変更に伴う 被扶養者の取消手続きのお願い

事業収入がある被扶養者は、「事業で得た収入（売上）金額」から「共済組合が認める必要経費」を差し引いた金額が収入基準額未満であることが認定要件です。

この「共済組合が認める必要経費」は、所得税法の経費ではなく直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）を指します。

この必要経費を定めた「被扶養者認定事務取扱要領」別表2の「事業収入に係る必要経費の認否一覧表」を令和8年1月1日から変更しています。令和8年に行う確定申告から適用しますので、収入基準額以上となる場合は、認定取消手続きをお願いします。

【主な変更内容】

令和7年4月号共済ながさき（No.205）から一部抜粋

- 給与賃金、雇入費は、従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため必要経費と認められません。
- ※ 経営者として従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあるため、他の必要経費を差し引いた結果、収入基準額未満となった場合においても被扶養者の対象となりません。
- ※ 外注工賃は、派遣委託費用など給料賃金に相当する内容である場合、給料賃金と同様に必要経費と認められません。

例)	令和7年確定申告	令和8年確定申告	令和8年の 確定申告日 に取消
収入	200万円	収入	200万円
給与賃金	80万円	給与賃金	80万円
収入金額計	120万円 → 認定可	収入金額計	200万円 → 認定不可
		※80万円を控除しない	

- 地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費については、事業所と自宅の住所が異なる場合のみ必要経費として認めます。

収入基準額は収入の種類によって判断方法（年額・日額）が異なり、暦年や年度によって期間を限定したものではなく、将来に向かって恒常的に得ることが見込まれる収入をいいます。

ただし、事業収入については、事業拡大・縮小により大幅に収入が変わる場合等を除き、確定申告で確定した1年間の収入により、被扶養者の認定基準を満たしているか判断します。

日頃からご家族の収入状況を把握していただき、被扶養者の認定要件を満たしているかどうかの確認をお願いします。

【収入基準額】

区 分		A ・60歳以上の者 ・障害年金受給者	B 19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く)	C 60歳未満の者 (Bの者を除く)
収入基準額	年額	180万円未満	150万円未満	130万円未満
	日額	5,000円未満	4,167円未満	3,612円未満

※ Bの年齢は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。(年齢は誕生日の前日において加算)

※ 表中の「日額」は雇用保険法による基本手当等の給付日額の基準です。

保健事業のお知らせ

令和8年10月(予定)からデジタル活用事業を実施

自身の電子媒体にてPep Up (アプリ) を使用し、健康状態の確認及び各通知書の受取り等が可能になります。

健康年齢で、カラダ見える、ジブンが変わる

PepUp.

ペップアップ

あなたの健康状態に合ったコンテンツを提供

Pep Upを使うほどポイントがたまる！

amazon R POINT ポイント

健康づくりへの取り組みで、各社ポイントや電子マネーを始めとした、素敵な商品と交換ができるPepポイントが貯まります。

健康年齢 53.3 歳
健診受診日の年齢より -1.7 歳

健康年齢推移

同性・同年齢の健康年齢分布

Pep Up (ペップアップ) はあなたの「健康年齢」を維持改善するためのPHRサービスです。健康状態が見える化し、あなたの健康活動をサポートします。

貯めたポイントでほしい商品と交換

健康年齢 & 健診結果確認

健康チャレンジでポイントが貯まる

医療費通知がいつでも見える

ジェネリック医薬品の確認

日々の記録 & やることリスト

～デジタル活用事業は、「データヘルス計画」に基づいて実施します～

共済組合では、組合員及び被扶養者の皆様が、健康で生き生きとした生活をしながら仕事ができるように、疾病の早期発見、重症化予防、健康づくり等を目的とした保健事業をデータヘルス計画に基づき実施しています。



組合員の健康増進

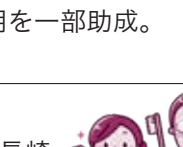
被扶養者の健康増進

「データヘルス計画」

健康寿命の延伸を図る取組み

健康課題解決のため各種保健事業等を実施

保健事業等の主なものを掲載しています。

事業名	目的及び概要
人間ドック助成 (一般ドック)	【目的】 疾病の早期発見及び早期治療 【概要】 組合員及び被扶養者（令和8年度に19歳以上の者）が当組合の契約医療機関にて人間ドックを受診した際の費用を一部助成。 助成額 28,000円 
人間ドック助成 (節目ドック)	【目的】 疾病の早期発見及び早期治療 【概要】 組合員（令和8年度に50歳・55歳・60歳到達者）が当組合の契約医療機関にて人間ドックを受診した際の費用を一部助成。 助成額 48,000円 
お口のチェック	【目的】 歯科リスク者の早期発見と歯科への定期的な受診勧奨 【概要】 組合員及び被扶養者（令和8年度に19歳以上の者）が長崎県歯科医師会に加入する歯科医院にてお口のチェックを受診した際の費用を全額助成。（年度内に1人1回限り）。 
インフルエンザ 予防接種助成	【目的】 インフルエンザの重症化予防 【概要】 組合員及び被扶養者が令和8年10月から令和9年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた際の費用を一部助成。 助成額・・・年度内に1人1回限り1,500円 ※地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。 
インセンティブ事業	【目的】 お口のチェックの受診者数増加及び被扶養者の特定健康診査受診率向上 【概要】 ・お口のチェックを受診した方に「歯みがきセット」を配付 ・特定健康診査を受診した被扶養者の方に「ハンドソープ」を配付
デジタル活用事業 【新設】	【目的】 個人の健康状態を「見える化」し、自身での健康管理による主体的な健康行動の増進 【概要】 自身の電子媒体にてPep Up（アプリ）を使用し、健康状態の情報及び各通知書を受け取る ・現在の健康年齢及び健診結果の確認、健診結果の課題に関連する健康記事を掲載 ・歩数、体重、睡眠時間、血圧などのバイタルデータを「日々の記録」として毎日簡単に記録 ・ウォーキングラリーの実施 ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、送金通知、重症化予防事業文書を配信
適正服薬事業	【目的】 薬物有害事象発生の可能性がある医薬品の服用防止 【概要】 該当組合員へ適正服薬通知（ポリファーマシー対策通知）を送付
重症化予防事業	【目的】 高血圧症及び糖尿病の重症化予防 【概要】 Pep Up（アプリ）を登録した組合員のうち、健診結果の数値が基準値を超える者に対し、医療機関への受診勧奨をアプリを活用して実施する。 
特定健康診査	【目的】 生活習慣病の予防、早期発見 【概要】 ・40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し実施する生活習慣病に関する健康診査。 ・所属所、健診機関と連携し特定健康診査を実施。
特定保健指導	【目的】 生活習慣病の有病者、予備軍の減少 【概要】 ・医療機関、専門業者の保健師等による生活習慣改善のための面接による継続的支援。 ・所属所、専門業者と連携し訪問型特定保健指導を実施。 

公的年金制度についてご存じですか

新たに組合員となられた皆様は、これから働いていくうえで将来の年金のことをご存じでしょうか。今号では公的年金制度について説明します。

1 公的年金制度とは

自分や家族の加齢、障害、死亡などの要因は、自立生活を困難にするリスクとなります。

こうした生活上のリスクは予測ができないため、個人だけで備えるには限界があることから、社会全体でこれらのリスクに備えるためにつくられたのが「公的年金制度」です。

2 公的年金制度の仕組み

公的年金制度は、働く世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てる「世代と世代の支えあい」という考え方（賦課方式）を基本としています。

3 公的年金制度の種類

公的年金制度は大きく分けて「国民年金」と「厚生年金」の2種類があり、働き方によって加入する年金が異なります。

加入する公的年金	厚生年金	国民年金
	国民年金	
対 象 者	公務員 会社員 など	自営業者 農業・漁業従事者 学生 無職 公務員や会社員に扶養されている配偶者 など
加入年齢	70歳未満	20歳以上60歳未満

4 年金給付の種類

年金給付は目的に応じて3種類あります。

目 的		年金給付
1	老後の生活保障	老齢給付
2	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合の生活保障	障害給付
3	万が一死亡したときに残された遺族のための生活保障	遺族給付

受給開始年齢前の年金受給について ～老齢厚生年金の繰上げ受給～

○ 老齢厚生年金の繰上げ請求

60歳を過ぎた後、希望することで老齢厚生年金を受給開始年齢よりも前に受給できる制度です。
しかし、繰上げ請求をした場合は早く年金を受給することができますが、次のようなことに注意し、現在の収入や健康状態を十分に考慮のうえ、慎重に検討し、ご自身で判断してください。

○ 繰上げ請求の注意点

- ・ 繰上げ月数1か月につき0.4%（※）の減額
※ 昭和37年4月1日以前生まれの方は1か月につき、0.5%減額
- ・ 繰上げ受給した場合は、生涯減額された年金を受給

○ 受給総額の分岐点

老齢厚生年金の受給開始年齢が65歳の場合

繰上げ請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
分岐点（※）	80歳 10か月	81歳 10か月	82歳 10か月	83歳 10か月	84歳 10か月

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との受給する年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。
なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

【老齢厚生年金の受給開始年齢】

一般組合員

生年月日	老齢厚生年金の 受給開始年齢
昭和36年4月2日以降	65歳

特定消防組合員

生年月日	老齢厚生年金の 受給開始年齢
昭和36年4月2日から昭和38年4月1日まで	62歳
昭和38年4月2日から昭和40年4月1日まで	63歳
昭和40年4月2日から昭和42年4月1日まで	64歳
昭和42年4月2日以降	65歳

特定消防組合員とは、退職時または60歳到達時まで引き続き20年以上消防司令以下の消防職員であった組合員をいいます。

ご自身の健康状態や就労状況、貯蓄等に応じて、
年金の受給開始時期を慎重に判断しましょう。



貯金事業のお知らせ



◆ 積立貯金を始めませんか？

積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と生活設計に役立つよう設けられた事業です。

なお、令和8年4月1日現在の利率は、**年利 1.1% (税引前)**です。

※ 利息には、所得税 15%、地方税 5%、復興特別税 0.315%がかかります。

◆ 臨時積立について

1 臨時積立を利用できる方

定例積立（毎月定額の積立）を行っている方に限ります。

定例積立を中断している方は利用できません。

2 振込額

1回の振込みにつき、10万円以上の1万円単位です。

なお、年間（4月1日から3月31日まで）の振込限度額は500万円です。

3 振込方法

以下の2通りの振込方法があります。

① 共済組合指定の振込用紙にて振込

振込手数料は発生しません。

振込用紙は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ってください。

② ATM、インターネットバンキングにて振込

依頼人名の前に記号・番号を入力してください。（例：200-12345 ㄱㅇㅇㅇ ㅇㅇㅇ）

振込先

金融機関名	口座番号	受取人
十八親和銀行・本店	普通 0730581	長崎県市町村職員共済組合理事長

4 振込前の確認

振込前に次の項目に該当しているか確認願います。

☒ 年度内の臨時積立の積立額が500万円以内

☒ 振込をする月に定例積立がある

※ 該当していない方からの入金があった場合は返金します。

5 臨時積立振込報告書

臨時積立お振込み後1週間以内かつお振込み月の月末日までに、勤務先の共済組合事務担当課を通じてご提出願います。

報告書は、当組合のホームページからダウンロードいただくか、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ってください。

◆ 4月は積立額の変更の受付月です

4月に受け付けた積立額の変更は、6月の給与控除から反映されます。この機会に積立額の増額をご検討されてはいかがでしょうか。

◆ 貯金残高の確認について

積立貯金現在残高通知書を、毎年4月と10月に配付します。

4月配付分は3月末日、10月配付分は9月末日時点の貯金残高に半年分の利息を繰り入れた額を記載しています。

その他の月の貯金残高の確認が必要な場合は、勤務先の共済組合事務担当課へお尋ね願います。

◆ ペイオフについて

ペイオフ（預金保険制度）とは、金融機関が経営破綻したとき、一金融機関ごとに預金者一人当たり元本 1,000 万円までと破綻日までの利息を保護する制度です。

共済組合は、ペイオフの対象となる金融機関には該当しないため、預金者にペイオフは適用されませんが、お預かりした資金は安全な運用に努めています。

◆ 払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	送 金 日	締 切 日	送 金 日	締 切 日
令和 8 年 4 月送金	4 月 15 日	3 月 31 日	4 月 15 日	4 月 3 日
	4 月 30 日	4 月 15 日	4 月 30 日	4 月 15 日
令和 8 年 5 月送金	5 月 15 日	4 月 30 日	5 月 15 日	5 月 1 日
	5 月 29 日	5 月 15 日	5 月 29 日	5 月 15 日
令和 8 年 6 月送金	6 月 15 日	5 月 29 日	6 月 15 日	6 月 3 日
	6 月 30 日	6 月 15 日	6 月 30 日	6 月 15 日
令和 8 年 7 月送金	7 月 15 日	6 月 30 日	7 月 15 日	7 月 3 日
	7 月 31 日	7 月 15 日	7 月 31 日	7 月 15 日

〔注意事項〕

- ・ 貯金加入後 1 年間は払戻しができません。
- ・ 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。
- ・ 締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

◆ 貯金事業への加入について

当組合のホームページより積立貯金加入申込書をダウンロードいただくか、16 ページに掲載の申込書をご利用の上勤務先の共済組合事務担当課を通じてご提出願います。

貸付事業のお知らせ

■ 貸付種類について

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とするとき、主に次の貸付けを行っています。

なお、手続き等に関しては当組合のホームページをご覧ください。勤務先の共済組合事務担当課へお尋ねください。

貸 付 種 類	貸 付 事 由	借入限度額	貸 付 利 率
普 通 貸 付	車、電化製品等の生活必需物資の購入資金を必要とするとき	200 万円	年 1.26 %
住 宅 貸 付	住宅の新築、増改築、修理、購入又は住宅敷地の購入資金を必要とするとき	1,800 万円	
入 学 貸 付	入学金（授業料を含む。）や家賃など、入学当年度中の入学資金を必要とするとき	200 万円	
修 学 貸 付	授業料等の修学資金を必要とするとき	180 万円	
結 婚 貸 付	結婚披露宴等の結婚資金を必要とするとき	200 万円	

〔注意事項〕

- ・ 他の金融機関での借入れを当組合の貸付事業にて借り換えることはできません。

貯金利息の計算について

■ 利息の計算方法

当組合の貯金事業の利息は、半年複利にて計算します。「複利」とは元金に繰り入れた利息にも利息をお付けして計算する方式です。

利息の計算方法は、預け入れをした月の末日を利息計算の起算日とし、日割り計算をしています。

なお、利息は税込利息額のため、国税（15.315％）と地方税（5％）を差し引くことになります。具体的な計算手順は次のとおりです。

- ① 各月の計算元本を計算します。払戻しがあった月はマイナスで計算します。

$$\text{計算元本} = \text{入払金額 (100 円未満切り捨て)} \times \text{付利対象日数} \div \text{期中日数}$$

- ② 各月の計算元本（マイナス含む。）を全て足し合わせ合計（計算元本累計額）を求めます。

- ③ ②で求めた計算元本累計額を基に次の式で半年分の税込利息を計算します。

$$\text{税込利息} = \text{計算元本累計額} \times \text{期末利率} \div \text{1 年間の決算回数}$$

(1.1%) (2 回：3 月、9 月)

例 期初残高 117,945 円 積立額 10,000 円（毎月） 一部払戻 50,000 円（10/31）
20,000 円（賞与）

入 払 日	種 別	入払金額 (円)	付利開始日	付利対象日数	期中日数	計算元本 (円)
R7.10.1	期 初 残 高	117,945	R7.10.1	182	182	117,900
R7.10.31	10 月 定 例	10,000	R7.10.31	152	182	8,351
R7.10.31	10 月 払 戻	- 50,000	R7.11.1	151	182	-41,483
R7.11.30	11 月 定 例	10,000	R7.11.30	122	182	6,703
R7.12.31	12 月 定 例	10,000	R7.12.31	91	182	5,000
R7.12.31	12 月 賞 与	20,000	R7.12.31	91	182	10,000
R8.1.31	1 月 定 例	10,000	R8.1.31	60	182	3,296
R8.2.28	2 月 定 例	10,000	R8.2.28	32	182	1,758
R8.3.31	3 月 定 例	10,000	R8.3.31	1	182	54
計 算 元 本 累 計 額						111,579

※ 払戻しをした月は、払戻日の翌日が付利開始日となります。

※ 計算過程において利息額等に差異が生じる場合がありますので予めご了承ください。

上記の例を基に税込利息額を計算すると次のようになります。

$$111,579 \text{ 円} \times 1.1\% \div 2 = 613$$

よって税込利息額は、**613 円**となります。

元金に繰り入れる利息は、上記利息から国税（15.315％）93 円と地方税（5％）30 円を控除した 490 円となります。

共済会館駐車場の利用について

組合員の方が会議・研修等のためにお車で長崎市内へお越しの際は、当会館駐車場をご利用いただけます。

ご利用の際は当組合総務課（095-827-3137）へ利用日前日までにお電話等にてご予約をお願いします。

電話予約受付時間	<u>利用日前日まで</u> の午前 8 時30分～午後 5 時15分
利用可能時間	午前 8 時40分～午後 5 時（時間外の出入不可、年末年始・土日祝日を除く。）
予約受付の際にお伺いする内容	①利用日及び利用時間、②所属所及び部署、③利用者氏名 ④車のナンバー、⑤利用日に連絡が取れる利用者の電話番号（※） ※ 利用可能時間を超過した時の連絡手段としてお伺いしています。
注 意 事 項	・ 利用日当日の予約は原則お受けしておりません。<u>利用日前日までに予約いただきますようお願いします。</u> ・ 利用いただけるのは<u>地下駐車場</u>です。<u>出入口の道路は一方通行</u>のためご注意ください。（出庫時は左折願います。<u>右折出来ません。</u>） ・ <u>入庫時に駐車場入口のインターホンにて車のナンバーをお知らせください。</u>出庫時は連絡不要です。 ・ 台数に制限がありますので利用いただけない場合がございます。 ・ 会議・研修等で複数台の利用が想定される場合は、主催者にて調整いただきますようご協力をお願いします。 ・ 無断駐車を確認した場合は次回以降の利用をご遠慮いただきます。

積立貯金加入申込書

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

長崎県市町村職員共済組合貯金規程及び長崎県市町村職員共済組合貯金規程細則を承知のうえ、次のとおり積立貯金の加入申込をします。

記入日		年	月	日
所属所名				
氏 名				
記 号			番 号	

共済組合使用欄

定例積立額	賞与積立額		積立開始月
毎 月 千円	6 月 千円	1 2 月 千円	年 月

※積立開始月の前月
1日から末日までの間に、ご提出願います。

- ※ 定例積立額は、1, 0 0 0 円以上を指定してください。
- ※ 賞与積立をしない場合は、賞与積立額の欄に0円を記入してください。
- ※ 非課税の対象となる方は、申込時に「非課税貯蓄申告書」及び確認書類を提出してください。

共済組合使用コード R5.4 54409

----- 切り取り線 -----

共 済 貯 金 に つ い て	
払戻し	・毎月15日と末日に払い戻しできます。(払戻日が休日の場合は、前営業日となります。) ・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。 ・加入後1年間は払戻しができません。
各種変更	・積立額の変更は、6月変更に係るものは4月1日から4月30日まで、12月変更に係るものは10月1日から10月31日までの間に手続きできます。 ・積立の中断や復活は毎月できます。
解 約	毎月15日と末日に解約の送金を行います。(送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。)
手続き	勤務先の共済組合事務担当課にて行ってください。
問合せ	ご不明な点は「長崎県市町村職員共済組合総務課」へお問い合わせください。 電 話：095-827-3137

発行：長崎県市町村職員共済組合

〒850-0032
長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館
TEL 095-827-3137(代表) FAX 095-824-9050
<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>